

## ○学習合宿実施要綱（長野県総合教育センター）

### 1 目的

長野県内の産業教育を学ぶ高校生の進路対策として、学習の場を提供することにより、学習習慣の形成と進学対策及び資格取得の学習効果向上を図る。

### 2 対象

長野県内の産業教育を行う高等学校の内、複数校の生徒で構成する団体を対象とする。

### 3 内容

各団体の合宿計画による。なお、宿泊施設の利用に関しては「生徒実習又は学習合宿における宿泊施設利用要領」による。

### 4 実施の申し込み及び決定

希望する各団体の代表者は、施設利用の可否を電話にて問い合わせる。総合教育センター所長は、日程、使用研修室、宿泊施設等を検討の上、実施の可否を決定し、実施可能な場合は、申込み関係書類を送付する。

### 5 その他

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の適用対象であること。

（平成 29 年 4 月 1 日一部改定）